

## 北海道における醸造用ぶどう及びワイン生産に制度改変が与える影響に関する研究

共生基盤学専攻 共生農業資源経済学講座 農業経営学 菅原萌

### 1. 課題

北海道余市町を主な事例地として、2015年10月の酒税法の改定および地理的表示「北海道」の指定産地登録というワインの産地表示に関わる2つの制度的改変が、醸造用ぶどう及びワイン生産者の行動に与える影響を明らかにする。さらに産地名表示による品質訴求性と産地訴求性という2面性を考慮して分析し、様々に立場の異なる関係者が存在する中で、制度のあるべき姿を考察する。

### 2. 方法

制度制定を主導している北海道、及び醸造事業者の業界団体「道産ワイン懇談会」、並びに余市町に所在する醸造用ぶどう農家7戸、小規模ワイナリー7軒、道内中堅大手メーカー4社への聞き取り調査を行った。

### 3. 結果と考察

北海道及び醸造事業者の業界団体である道産懇が主導する地理的表示「北海道」は、北海道ワインのブランド力強化を目的としている。しかし、地理的表示制度の持つ排他性と道内の生産者やワインの多様性等を考慮して、基準設定は緩やかで、品質訴求性よりは産地訴求性に重きを置いたものであるといえる。また、2つの制度改変から生産者が受ける影響は立場によりそれぞれ異なる。醸造事業者においては、全国規模で販売される低価格帯ワインに強みをもつ中堅大手メーカーでは、主に表示規制でラベルに変更が生じるものの、地理的表示の登録によって製品の産地訴求性が高まり、需要が増加することが予想される。しかし高価格帯のワインを中心に販売する小規模ワイナリーでは「北海道」の緩やかな基準では製品の品質訴求性を高めることはできず、且つ、すでに自らのワインを売り切るだけの販路を確立しているため、産地訴求性の面から見ても影響は限定的である。原料ぶどう生産者については、醸造事業者が制度変化に対応して原料調達先の変更を行うことは例外的で、取引価格や出荷量等に制度に由来する影響が大きくは現れないことが明らかとなった。

### 4. 結論

ベテラン農家の引退やワインブームによる新規ワイナリー増加は、「全国の醸造メーカーへの原料供給基地」としての北海道、余市町のポジションに「ワイン産地」という特徴を加えた。しかし、産地訴求性の影響が大きい低価格帯ワインと、品質訴求性の影響が大きい高価格帯のワインの需要共存と共に、「原料産地」「ワイン産地」という2つのポジションも今後一定のバランスを保って共存していくと考えられる。ゆえに、ワインやぶどうの生産を規定する制度にも生産者や製品の多様性を包み込む柔軟性が必要である。今回の地理的表示制度が利益をもたらすのは主に中堅大手メーカーであるため、今後は小規模ワイナリーにもメリットがあるような狭い保護区画の高い品質訴求性をもつ制度を作ることや、制度作りに小規模ワイナリーや農家の声により反映されるシステムを構築することが求められているといえる。